

## 第7回世界のウチナーンチュ大会ホームページ制作及びSNSを活用した 情報発信業務委託企画提案公募要領

第7回世界のウチナーンチュ大会実行委員会では「第7回世界のウチナーンチュ大会ホームページ制作及びSNSを活用した情報発信業務」の委託業務を実施します。受託を希望される方は、本要領に従って企画提案書等を提出してください。

### 1 事業目的

令和4年度に開催される「第7回世界のウチナーンチュ大会」（以下、大会）の開催に向けたホームページ制作及びSNSを活用した情報発信を行い、国内外県人会をはじめ、多くの人々に向けた開催PRおよび詳細情報等の発信を行う。さらに、多言語で発信することで、大会参加者間の機運醸成を図る。

### 2 委託業務の内容

- (1) 内 容：「第7回世界のウチナーンチュ大会ホームページ制作及びSNSを活用した情報発信業務」委託企画提案仕様書を参照
- (2) 実施日：契約の日～令和3年（2021年）3月31日
- (3) 契約方法：企画コンペにより委託業者を選定した上で随意契約

### 3 契約期間

契約日～令和3年（2021年）3月31日

### 4 事業予算額

2,800,000円（税込）

※上記額を上限として提案を行うこと

※なお、大会年度までは以下のとおり。

令和3年度：令和3年4月1日～令和4年3月31日まで

令和4年度：令和4年4月1日～令和5年3月31日まで

令和3年度及び令和4年度については、実行委員会予算が措置されることを前提とし、措置されない場合は、業務委託が実施されないことに留意されたい。

また、事業者の選定にあたっては、令和2年度から令和4年度にかけての企画提案を受け、審査を行った上で、令和2年度業務の委託業者を決定し、令和3年度及び令和4年度業務については、当該事業者に委託することを前提とする。ただし、令和2年度業務における実績及び次年度以降の予算措置状況等を考慮し、新たに公募することもありうる。令和4年度までの事業予算総額は、6,000,000円（税込）を上限とする。

### 5 応募資格

次に挙げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当し

ない者であること。

(地方自治法施行令第百六十七条の四)

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

(2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(3) 国・地方公共団体・民間等のホームページ制作等業務委託実績及びこれに係るノウハウを有すること。

(4) 県内に主たる事業所を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。

(5) 本委託業務を実施するため、正・副2人以上の専任担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。

(6) 応募は、共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募すること。

イ 共同企業体を構成する全ての事業者が、応募資格(1)及び(2)の要件を満たす者であること。

ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(3)、(4)、(5)の要件を満たす者であること。

## 6 応募方法

以下の書類を8部作成し、令和2年12月10日(木)17:00までに持参又は郵送(必着)で提出すること。なお押印が必要な書類は原本1部のみ押印するものとする。また、各書類は、④を除き全てA4サイズの片面コピーとすること。

①企画提案応募申請書：【様式1】

②会社概要表：【様式2】

③実績書：【様式3】

④企画提案書：様式任意

※原則として両面コピーのA4サイズとし、左上1カ所をクリップ等で留めた上で、左側(長辺)にファイル綴り用の穴を開けた状態で提出すること。

⑤積算書：【様式4】

※詳細は別添様式添付可。なお、ホームページは令和4年度まで稼働するため、令和3年度、令和4年度の積算書も併せて提出すること。

⑥作業スケジュール表：様式任意

⑦執行体制：様式任意

⑧誓約書 : 【様式6】

※共同企業体を形成する場合、上記に加えて協定書（様式任意）を1部提出。

## 7 選考方法

1次審査として書類審査を行い、応募者の中から最大3社を選定し、大会事務局に設置する企画審査委員会においてプレゼンテーション（15分程度）を行い、委託業者を決定する。なお、プレゼンテーションは事前に提出した応募書類のみを用いて説明すること（パワーポイント等の使用は認めない）。

## 8 企画審査の内容

審査においては、以下の評価基準に基づいて総合的な評価を行う。

- ア 適合性（事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること。）
- イ 実効性（確実かつ円滑に委託業務を遂行できる能力・体制等を有していること）
- ウ 具体性（提案された内容が具体的かつ効果的であること）
- エ 妥当性（事業を遂行するに当たり、妥当な積算であること）
- オ 総合評価

## 9 その他留意事項

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本国及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成にかかる経費は、各社負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は、原則として返却しない。
- (4) 質問等については、公平性を期し、誤回答等を防ぐため、メールによる質問（別紙様式5による）のみ受け付ける。なお、質問者の会社・氏名等は公表しないが、事務局宛の様式には記入すること。
- (5) 提案された企画すべてを実施するものではない。
- (6) 検討すべき事項が生じた場合は、大会事務局と受託業者で別途協議する。
- (7) 正式結果通知は12月18日以降に各社あてメールまたはFAXで行う。
- (8) 提出された提案書、審査内容、審査経過については公表しない。
- (9) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号（下記条文（抜粋）参照）のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (10) 事業終了時には、証憑を検査し実際に要した額を確定した後、その支出した額を契約額の範囲内で支払う。なお、契約締結後、委託費の一部（3割以内）について概算払請求を行うことができる。
- (11) 受託決定後、受託者が免税事業者である場合には免税事業者届出書を提出すること。

## 10 スケジュール

- (1) 募集説明会参加申込期限：令和2年11月20日（金）

メール文面にて、会社名と参加者全員の氏名を記載して送信すること。

※説明会への参加は、業者選定における必要条件ではありません。

- (2) 募集説明会 令和2年11月25日(水) 10:00-11:00  
@県庁1階第1・2会議室
- (3) 企画提案書質問受付締切：令和2年11月30日(月) 17:00 必着
- (4) 企画提案書質問回答：令和2年12月2日(水) 中にHPへ掲載  
※可能な限り順次掲載していきます。
- (5) 企画提案書提出期限：令和2年12月10日(木) 17:00 必着
- (6) 企画審査(プレゼン)：令和2年12月17日(木) 午前中  
@県庁1階第1・2会議室
- (7) 最終審査結果通知：令和2年12月18日(予定)
- (8) 令和2年度委託契約締結：令和2年12月下旬(予定)

#### 【問い合わせ・書類提出先】

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号(沖縄県庁9階)

沖縄県文化観光スポーツ部 交流推進課

ウチナーンチュ大会実行委員会事務局 平・宮城

T E L : 098-866-8060 F A X : 098-866-2960

E-mail: tairamu@pref.okinawa.lg.jp

#### 〈沖縄県財務規則〉 ※9 その他留意事項関連

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 地方自治法施行令第167条の5及び地方自治法施行令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。